



# 埼玉県報

第421号  
令和5年(2023年)  
6月13日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 山田土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 県道川越所沢線の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 県道練馬所沢線の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 県道東京所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道所沢武蔵村山立川線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道三芳富士見線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 令和5年6月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等（選挙管理委員会）
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表（監査第一課）
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表（監査第一課）
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者（監査第一課）

## 告 示

### 埼玉県告示第六百九十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和五年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 試験種目

第二回自衛官候補生試験

#### 二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

#### 三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

#### 四 募集期間

令和五年六月二十日（火）から令和五年七月七日（金）まで

#### 五 試験種目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

#### 六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和五年七月十四日（金）から同月十六日（日）までの間の任意の日

ロ 口述試験及び身体検査

令和五年七月二十二日（土）から同月二十四日（月）までの間の任意の日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

八 採用予定時期

令和五年八月下旬から同年九月下旬まで、同年十一月下旬、又は令和六年三月下旬から同年四月上旬まで

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール [hq1-saitama@pco.mod.go.jp](mailto:hq1-saitama@pco.mod.go.jp)）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）





## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年六月十三日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 川越所沢線 所沢市大字下安松字中横道北一五六六番三地先

から同市東所沢和田二丁目三三番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年六月十四日

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年六月十三日から二週間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 練馬所沢線 所沢市大字下安松字下川原一番二地先から

同市大字松郷二八九番三地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年六月十四日

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東京所沢線
- 三 道路の区域



新	旧	旧新別
所沢市大字山口字山下後三四 番五地先から同市大字山口字山 下後四〇番一地先まで		区 間
一〇・三六〇 一六・〇三	九・五三〇 一六・〇三	敷地の幅員 (メートル)
七二・〇五		延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類 県道

二 路線名 所沢武蔵村山立川線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字山口字山下後三四 番五地先から同市大字山口字山 下後四〇番一地先まで		区 間
一〇・三六〇 一六・〇三	九・五三〇 一六・〇三	敷地の幅員 (メートル)
七二・〇五		延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	三芳富士見線
供用開始の区間	富士見市大字上南畑字池田二八九八 番一地从先から同市大字上南畑字池田 二八九三番一地从先まで
供用開始の期日	令和五年六月十三日
備 考	令和三年十二月二十四日付け 埼玉県川越県土整備事務所長 告示第十二号で告示した道路 予定区域の一部供用開始であ る。延長九九・九九メートル

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年六月十三日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和五年六月二十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

ロ 埼玉県立図書館協議会委員の任命について

ハ 埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会委員の任免について

ニ 埼玉県立近代美術館協議会委員の任命について

ホ その他

# 告 示

## 埼玉県選管告示第四十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和五年六月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和五年六月十四日 午後一時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県知事選挙について

イ 埼玉県議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出について

ウ その他

# 告示

## 埼玉県選管告示第四十一号

令和五年六月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年六月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、〇九一人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六九、三一五人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

### 選挙区

数

南第一区 草加市	六九、六四三人
南第二区 川口市	一四七、四八四人
南第三区 さいたま市西区	二六、一九三人
南第四区 さいたま市北区	四一、六六〇人
南第五区 さいたま市大宮区	三四、四五〇人
南第六区 さいたま市見沼区	四五、九九八人
南第七区 さいたま市中央区	二八、七五七人
南第八区 さいたま市桜区	二六、八四五人
南第九区 さいたま市浦和区	四六、〇一四人
南第十区 さいたま市南区	五二、七四六人



南第十一区	さいたま市緑区	三五、七一一人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、五四七人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七七、〇四〇人
南第十四区	桶川市	二一、一七五人
南第十五区	北本市	一八、九七一人
南第十六区	鴻巣市	三三、三六九人
南第十七区	志木市	二一、〇四三人
南第十八区	新座市	四五、七八五人
南第十九区	蕨市	一九、八六〇人
南第二十区	戸田市	三七、四四五人
南第二十一区	朝霞市	三九、三〇七人
南第二十二区	和光市	二三、一〇三人
西第一区	所沢市	九七、一三二人
西第二区	入間市	四一、二五五人
西第三区	飯能市	二二、三八一人
西第四区	狭山市	四二、六三八人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇一九人
西第六区	富士見市	三一、三二三人
西第七区	川越市	九八、〇四〇人
西第八区	日高市	一五、四四七人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、六九五入
西第十区	坂戸市	二七、七六七人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、七八〇人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、〇三一人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、六五八人
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二七、六一二人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三三、五四五人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、八三一人
北第四区	熊谷市	五四、五〇一人
東第一区	行田市	二二、四〇六人
東第二区	羽生市	一五、〇六八人
東第三区	加須市	三一、五一一人
東第四区	久喜市	四二、六三一人

東第五区	蓮田市	一七、五一一人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、三〇一人
東第七区	春日部市	六五、九三二人
東第八区	越谷市	九五、四五〇人
東第九区	八潮市	二五、二五三人
東第十区	三郷市	三八、八四八人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、七八〇人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、八七八人

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第七号

埼玉県包括外部監査人が実施した令和三年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年六月十三日

埼玉県監査委員	小 山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優



# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第八号

埼玉県包括外部監査人が実施した令和四年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年六月十三日

埼玉県監査委員	小 山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優

監査テーマ：農林業振興政策に係る財務事務の執行状況について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
県産米競争力強化プロジェクト推進事業【報告書73ページ】	<p>【指摘1】 契約の締結に要する費用である印紙代は受託者が負担すべきである。</p> <p>本契約では委託契約書第18条により契約に係る費用は受託者負担であると定められている。しかし、概算払いの委託契約であったため受託者に費用に係る明細書を提出させ内訳を確認したところ、その中に「印紙代」が含まれており、実質県が契約費用を負担したこととなっている。</p> <p>印紙代を県が負担することは契約違反であり、受託者に印紙代を返納するよう指導し、今後は契約内容の遵守を徹底すべきである。</p>	<p>受託者に対し印紙代を返納するよう求め、令和5年3月31日に返納させるとともに、今後は契約内容の遵守を徹底するよう指導した。</p> <p>また、再発防止のため印紙税の負担について、課内に周知徹底した。</p>	生産振興課

# 告示

## 埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人福島清徳の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月十三日

埼玉県監査委員 小山 彰  
 埼玉県監査委員 間 嶋 順 一  
 埼玉県監査委員 武 内 政 文  
 埼玉県監査委員 岡 地 優

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
新江 明	埼玉県さいたま市緑区大字三室九百八十七番地八 ヴィレッジ原前公園二〇二	令和五年六月十三日～ 令和六年三月三十一日
井上 正之	埼玉県さいたま市浦和区岸町三丁目十三番十六号	令和五年六月十三日～ 令和六年三月三十一日
織田 智美	埼玉県所沢市旭町二十八番十七号	令和五年六月十三日～ 令和六年三月三十一日
柴田 英樹	埼玉県さいたま市南区別所七丁目六番八―二八〇五号	令和五年六月十三日～ 令和六年三月三十一日
豊田 由美子	埼玉県吉川市高富一丁目三十番地九	令和五年六月十三日～ 令和六年三月三十一日
久保田 貴之	埼玉県蕨市北町一丁目二十二番二十二号	令和五年六月十三日～ 令和六年三月三十一日